平成２８年（フ）第１６５１号
福岡市中央区福浜２丁目６番８―232号
債務者　松尾由美子
1　決定年月日時　平成28年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１６５６号
福岡市南区高宮３丁目26番６号
債務者　佐々木元気
1　決定年月日時　平成28年11月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１６７０号
福岡市東区香椎浜２丁目３番７―801号
債務者　田口　明美
1　決定年月日時　平成28年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１６８５号
福岡市博多区銀天町３丁目６番18―509号
債務者　杉　　里紗
1　決定年月日時　平成28年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１６９０号
福岡市東区香椎浜２丁目１番１―204号
債務者　久保　光子
1　決定年月日時　平成28年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１６９１号
福岡市東区香椎浜２丁目１番１―204号
債務者　久保　寿恵
1　決定年月日時　平成28年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１７１２号
福岡市南区弥永団地23番403号
債務者　小濱　智恵（旧姓東）
1　決定年月日時　平成28年11月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１７１６号
福岡市早良区曙１丁目６番19号
債務者　前原　真理
1　決定年月日時　平成28年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第９４号
長崎県諫早市宗方町338番地１　メゾン宗方207号
債務者　渡邊　里美
1　決定年月日時　平成28年11月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２８年（フ）第１１７号
長崎県諫早市天満町25番12号　２号
債務者　髙栁　美和
1　決定年月日時　平成28年11月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２８年（フ）第５５号
福島県いわき市平下平窪３丁目７番地の１
債務者　渡邉　　尚
1　決定年月日時　平成28年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２８年（フ）第２８４号
茨城県那珂市額田南郷1997番地
債務者　高根　ふみ
1　決定年月日時　平成28年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第３０３号
茨城県常陸大宮市石沢1533番地の１　赤城コーポＢ―202
債務者　鴨志田佳子（旧姓金田）
1　決定年月日時　平成28年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第２０４号
茨城県石岡市南台１丁目４番３―103号　県営石岡南台アパート
債務者　野村　　実
1　決定年月日時　平成28年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第１５４号
群馬県太田市大原町2299番地４
債務者　山田　　実
1　決定年月日時　平成28年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第３０４号
山梨県甲斐市竜王644―５　社会福祉法人泉茅会　めぐみ荘、住民票上の住所山梨県南巨摩郡身延町下部1130番地32　グランドール下部302
債務者　芝田　潤二
1　決定年月日時　平成28年11月17日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第９２号
長野県上田市芳田2110番地２　プリムヴェールＢ203号
債務者　良波　　翔
1　決定年月日時　平成28年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
長野地方裁判所上田支部